平成１８年8月３０日

各　　位

会 社 名　　株式会社 錢 高 組
代表者名　　代表取締役会長兼社長
錢 高 善 雄
(コード　　１８１１　大証第１部)
問合せ先　　執行役員総合支援本部総務部長
今 若 裕 三
（TEL 06-6531-6431）

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、新潟市発注工事に関して、独占禁止法第３条の規定に違反があったとして、公正取引委員会から同意審決を受けたことに伴い、平成１８年8月３０日に国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第２８条第３項の規定に基づき、下記内容の営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、再びかかる不祥事を繰り返すことのないよう、引き続き役職員全員に対し法令遵守と企業倫理を徹底し、社会的な信用回復に努力していく所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．停止の対象となる営業の範囲

新潟県内における土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

２．期 間

平成１８年９月１４日から平成１８年９月２８日までの１５日間

以　上